

第4回年金業務・社会保険庁監視等委員会指摘事項に対する回答

平成19年11月16日

社会保険庁

名寄せの方法について

同一人判定の基準について

- ①生年月日については「年の違い」を同一人として判定する
- ②期間重複の期間については「3ヶ月程度」を同一人として判定する
として対応することはできないか検討して報告すること。

(答)

生年月日の緩和について

1. 「生年」の違いを緩和して名寄せをした場合、他の基本項目(氏名、性別)の一致や期間重複チェックを行ったとしても相当多数の別人の記録まで可能性のある記録として分類されることとなり、実質的に名寄せとして機能が果たせなくなることが考えられる。
2. こうしたことから、現在、検討中の第2次名寄せの条件としては、生年の違いで緩和することは考えていない。
3. いずれにしても、本年12月から来年10月にかけて、全ての年金受給者及び加入者に「ねんきん特別便」を送付し、記録の確認を行って頂くことで対応してまいりたい。

期間重複について

期間重複の期間については、当初1ヶ月の重複を想定したが、前回の監視等委員会において、3ヶ月の重複例もあるというご指摘があったことなどを踏まえ、現在重複期間に係る条件を緩和する方向で検討しているところである。

WMの保有形態について

WMは、庁の所有物であるのかリース契約しているのか確認のうえ報告すること。

(答)

WMについては、現在社会保険庁と(株)NTTデータとの間において、データ通信設備等の利用契約を締結しているが、20年1月以降の契約は、一般競争入札による賃貸借契約に変更したところである。

ねんきん特別便実施時の自治体への協力要請について

ねんきん特別便実施時の相談体制について、自治体等への参加・協力要請の検討状況及び現状についての報告すること。

(答)

1. 現在、市町村には国からの法定受託事務として、国民年金に関する事務のうち、被保険者及び受給権者から資格の取得・喪失並びに種別の変更等に関する申出等の受理及びこれらに係る事実の審査に関する事務を担っていただいている。
2. 「ねんきん特別便」の送付に伴い、多数の被保険者・受給者の方が社会保険事務所に来訪されることが予想される。こうした中、住民に身近な市町村のご協力を得て相談に対応していただくことは、年金記録の確認業務を円滑に進める上で大きな支援になると考えている。
3. 具体的には、相談者が持参した「ねんきん特別便」についての趣旨・目的の説明、加入記録に記載漏れがないかどうかのご本人への確認、照会票の記入の仕方などの助言や社会保険事務所と市町村が事前協議の上、照会票の社会保険事務所への提出の取り次ぎについてご協力をいただくことができないか検討しているところである。

システム最適化について

生年月日の非実存日を論理チェックで排除するといった仕様については、「受注者側が当然考慮すべき事項」と考える。一般的な業界の状況を確認して報告すること。

(答)

あり得ない日付等の論理チェックのプログラムへの組み込みについては、業務内容により当該組み込みを行うべきでないと委託者側の判断が必要なことがある。(下記例を参照)

したがって、論理チェックの組み込みの有無については、委託者側においても確認を行うことが必要と考える。

(例)

- ① 刷新後のシステムでは、OCRによる届書の読み取りを行うこととしている。
- ② この場合、届書については、記載されているとおり読み取られることが必要であり、記載事項にあり得ない日付が記載されている場合であっても、読み取りが許されなければならない。
- ③ こうした読み取りが行われた後、別の論理チェックにおいてはじかれ、これを職員が届出者に対し、確認・返戻することとなる。

システム最適化について

最適化後のシステムにおいて、外部関係機関との情報交換を行う際のバッチ処理の必要性について報告すること。

(答)

1 最適化後のシステムにおいては、

(1) 口座振替データのように月末に一時期に送られてくる大量データを媒体方式から回線方式に変更した場合には設備の過剰投資となり費用対効果が望めないこと。

(2) データ交換の接続方式を媒体方式から回線方式に変更することは、相手方システムの変更（システム開発及び回線接続のためのハード設備等）を求めることになり、相手側への負担が生じること。

から、現行システムでの接続方式を踏襲し、安全面においては、施錠のできる専用ケースによる運搬、データのマスク化を行うこととしているところである。

2 しかしながら、今後は、被保険者や受給者の利便性、データの安全性、費用対効果等を考慮し、できるものは回線方式に変更する方向で検討してまいりたい。

システム最適化について

最適化後のシステムのバックアップ構成（災害時対応）について報告すること。

（答）

最適化後のシステムのバックアップ構成（災害対策）については、

- 1 被保険者記録や受給権者記録等について、万が一の被災等による滅失に備え、日々の業務終了後にバックアップデータを作成し、遠隔地に保管することとしている。
- 2 また、回線は厚生労働省ネットワークを使用することとしており、当該ネットワークは、業務系回線と情報系回線とで冗長化構成されているため、業務系の回線に障害が発生した場合は情報系の回線に切り替わることにより、回線の確保を図ることとしている。
- 3 さらに、落雷等により停電が発生した場合は、電力供給を商用電力から蓄電池と自家発電装置の電力へ自動的に切り替えるなど、オンラインの稼働を確保することとしている。